

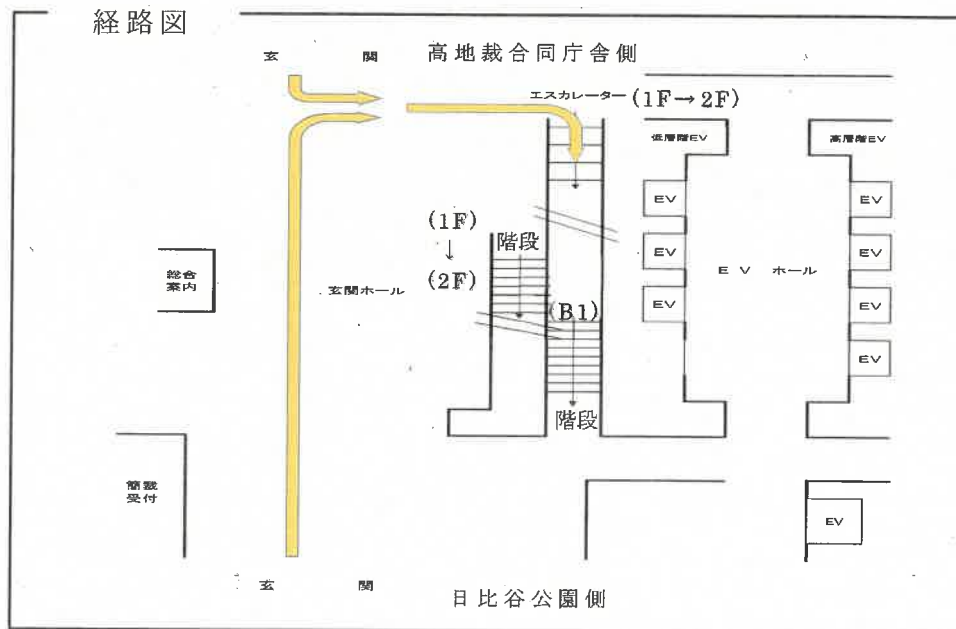
東京家庭・簡易裁判所合同庁舎では、令和3年10月4日(月)から令和4年2月下旬まで、低層階用エレベーター(B1～8階)3台のうち2台の改修工事が行われます。

工事期間中は、法廷や和解室等への移動に時間がかかることもありますので、時間に余裕を持って来庁してください。

また、3階、4階の法廷までの移動については、できるだけエスカレーター及び階段を御利用くださいますよう、御協力をお願いいたします。

なお、当庁では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、エレベーターの御利用に当たり、余裕を持った人数で乗車する、不織布マスクを着用し会話は控えるなどの御協力も引き続きお願いしております。

## 東京簡易裁判所



※3階、4階の法廷へは、エスカレーターで2階に上がり、その先は庁舎内の案内表示を御確認のうえ階段を御利用ください。